

申告チェック表

スタート！

令和7年中に
収入はありましたか？

はい
当てはまるものに
進んでください

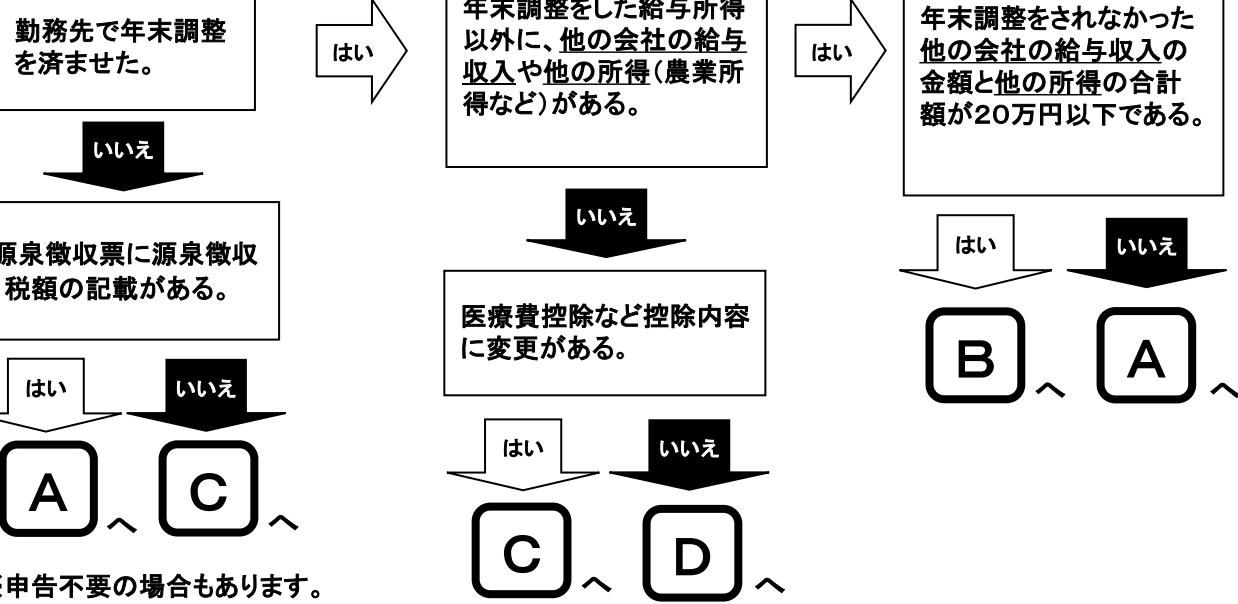
いいえ

市内に住む親族に扶養されている。

はい
いいえ

はい

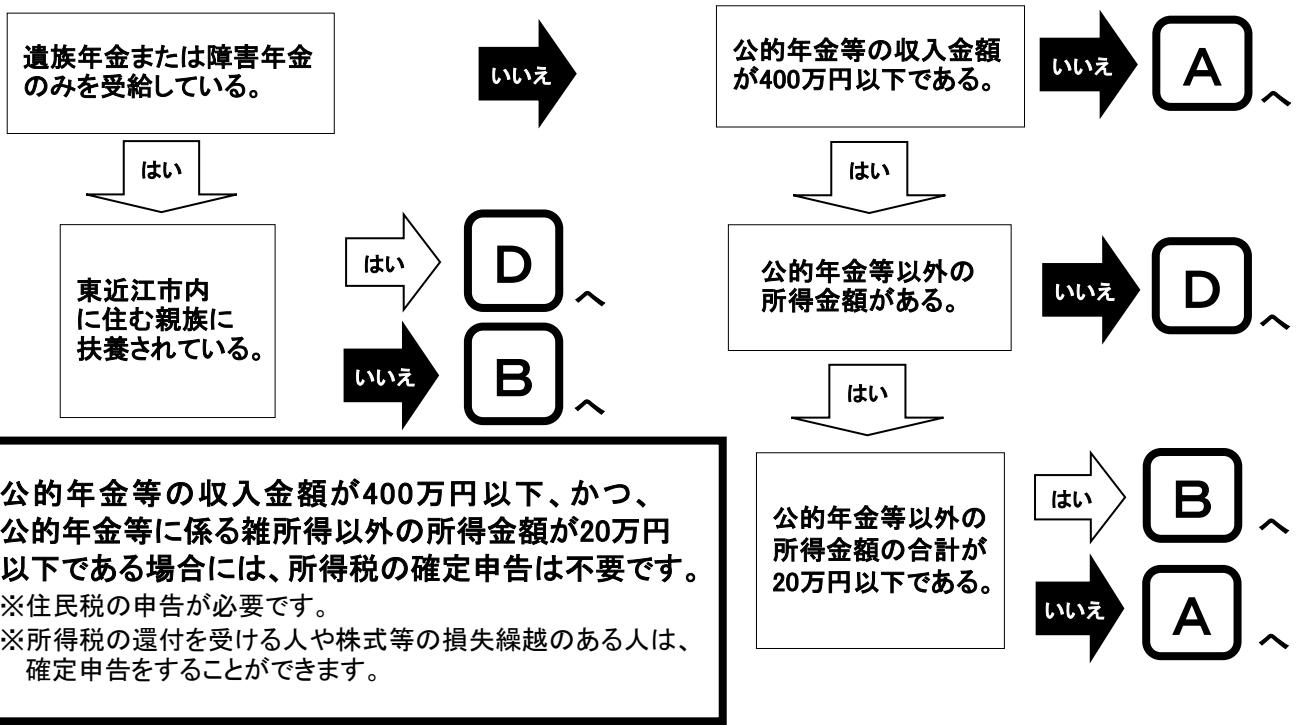
① 給与収入



Dへ
Bへ

ゴール！

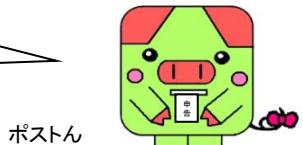
② 公的年金等収入



- A 所得税の確定申告が必要です。
- B 住民税の申告が必要です。
※近江八幡税務署では申告できません。
- C 所得税の確定申告 または 住民税の申告が必要です。
※金額や内容によって申告の種類が異なります。
- D 申告の必要はありません。
※原則必要はありませんが、住民税の申告をすることにより、所得額の記載された証明書の交付を受けることができます。
※社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除の額に変更がある人は、住民税の申告をしてください。

※フロー図は一般的な例を示しています。
※このフロー図により申告が不要とされた人でも、所得税の納付や還付が生じる場合や国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの軽減判定やその他の行政サービスを受ける上で申告が必要となることがあります。

令和8年1月1日現在
東近江市に住所がある方が対象です



ポストン

市役所本庁・各支所に税務署行の 申告書提出用ポストを設置します！

<提出用ポスト設置期間> 2月5日(木)～3月16日(月)

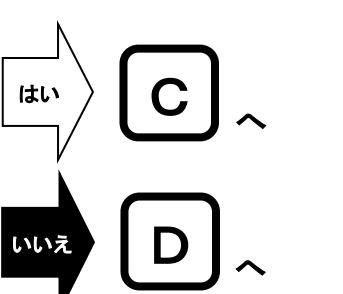
<設置場所> (本庁) 平日 8:30～17:15 市民税課前
土・日・祝日・夜間 当直室

(各支所) 平日のみ 8:30～17:15

③ 農業所得・不動産所得・事業所得

Cへ

④ 一時的収入



ご持参いただくもの	
<input type="checkbox"/>	申告者の①または② ①マイナンバーカード(個人番号カード・顔写真付きのもの) ②通知カード(顔写真のないもの)および運転免許証などの顔写真付きの本人確認書類(通知カードは、住民票に記載されている氏名、住所が一致している場合に限る) ※②の場合、通知カードと本人確認書類の両方が必要ですので、ご注意ください。
<input type="checkbox"/>	被扶養者のマイナンバーが分かるもの ※扶養控除を受ける人
<input type="checkbox"/>	確定申告のお知らせハガキ、利用者識別番号等の通知 ※税務署から送付または発行されている人はご持参ください。
<input type="checkbox"/>	源泉徴収票 ※給与所得者や年金所得者 ※コピーやデータ可
<input type="checkbox"/>	収支内訳書(事前に作成してください。) ※農業所得、事業所得、不動産所得のある人
<input type="checkbox"/>	社会保険料控除証明書 ※国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付確認書 ※国民年金については、日本年金機構から送付された控除証明書
<input type="checkbox"/>	生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料・地震保険料の控除証明書
<input type="checkbox"/>	医療費控除の明細書 ※医療費控除を受ける人(事前に集計し、作成してください。)
<input type="checkbox"/>	障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳など ※障害者控除を受ける人
<input type="checkbox"/>	寄附金の領収書・寄附金控除に関する証明書 ※寄附金控除を受ける人(ワンストップ特例制度含む)
<input type="checkbox"/>	住宅借入金等特別控除関係書類 ※特別控除額の計算明細書は事前に作成してください。 ※初めて住宅借入金等特別控除を受ける人は、近江八幡税務署で申告してください。
<input type="checkbox"/>	申告者本人の金融機関の口座が分かるもの ※還付を受ける人
<input type="checkbox"/>	その他、所得や経費を明らかにする書類